

「補助金等の見直しガイドライン」策定の考え方 (案)

1 策定の趣旨（背景と目的）

補助金等の効果的な活用は、公共の課題解決のための有効な手段となっているが、補助金によっては、当初の目的が相対的に低下した場合でも廃止等の抜本的な見直しができず、補助金等の長期化や既得権化を招いたり、交付先団体の補助金等への過度の依存により団体の自立が阻害される等の課題が指摘されている。

これまで、本市では、行政評価や行政改革の取組、監査及び予算編成の過程で個別の補助金等（負担金、補助金及び交付金をいう。）の検証、見直しを行っているものの、統一的な適正化の基準は定めておらず、昨年度の包括外部監査において補助金等の見直しに関するガイドライン等の策定に関する意見を受けた。



このため、これまで本市にはなかった補助金等の適正化にあたっての基準を策定し、補助金等の見直し・適正化の考え方を明確にすることで、補助金等の効果の最適化を図るもの。

【平成28年度包括外部監査総括的意見】

「補助金等の見直しに関するガイドライン等を策定して、定期的な補助金の見直し体制をより効果的なものとするのが望まれる」

（監査テーマ：長野市における補助金等の事務の執行について）

2 ガイドラインの考え方

(1) 適用範囲

節の支出科目が「負担金、補助金及び交付金」（19節）に該当する補助金等

(2) 見直し・適正化に向けた検証の視点

ア 公益性	<ul style="list-style-type: none">✓ 支出の対象となる事業、団体等の活動は、市や社会の公共の利益になるか✓ 市の施策として奨励しようとするものであるか
イ 必要性	<ul style="list-style-type: none">✓ 補助金等の事業の目的や内容は、社会的要請や市民ニーズがあり、市が関与すべきであるか✓ 補助金等がなければ事業を実施できないか
ウ 有効性	<ul style="list-style-type: none">✓ 補助目的や金額に見合う効果が認められるか、または十分に期待できるか✓ 市の施策の実現に有効であるか
エ 妥当性	<ul style="list-style-type: none">✓ 補助金等の算定や対象経費が明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、妥当であるか✓ 補助金等に替えて他の手法を検討した上で、補助金等の支出が妥当であるか
オ 公平性	<ul style="list-style-type: none">✓ 支出先の選定が他団体や市民との間で公平で、特定の個人や団体等に偏っていないか✓ 効果が一定範囲（地域、年代等）に限定されていたとしてもなお、必要性が高いものか

2 ガイドラインの考え方

(3) 補助金等の見直し・適正化基準

ア 負担金、補助金及び交付金に共通する事項

- (ア) 公益上必要性が高いと客観的に判断できないものは、原則として廃止または縮小すること。
- (イ) 成果指標に基づいて効果測定をし、達成状況を把握すること。
- (ウ) 法令等の定めによるものは、その改廃に応じて見直すこと。

イ 負担金のみに関係する事項

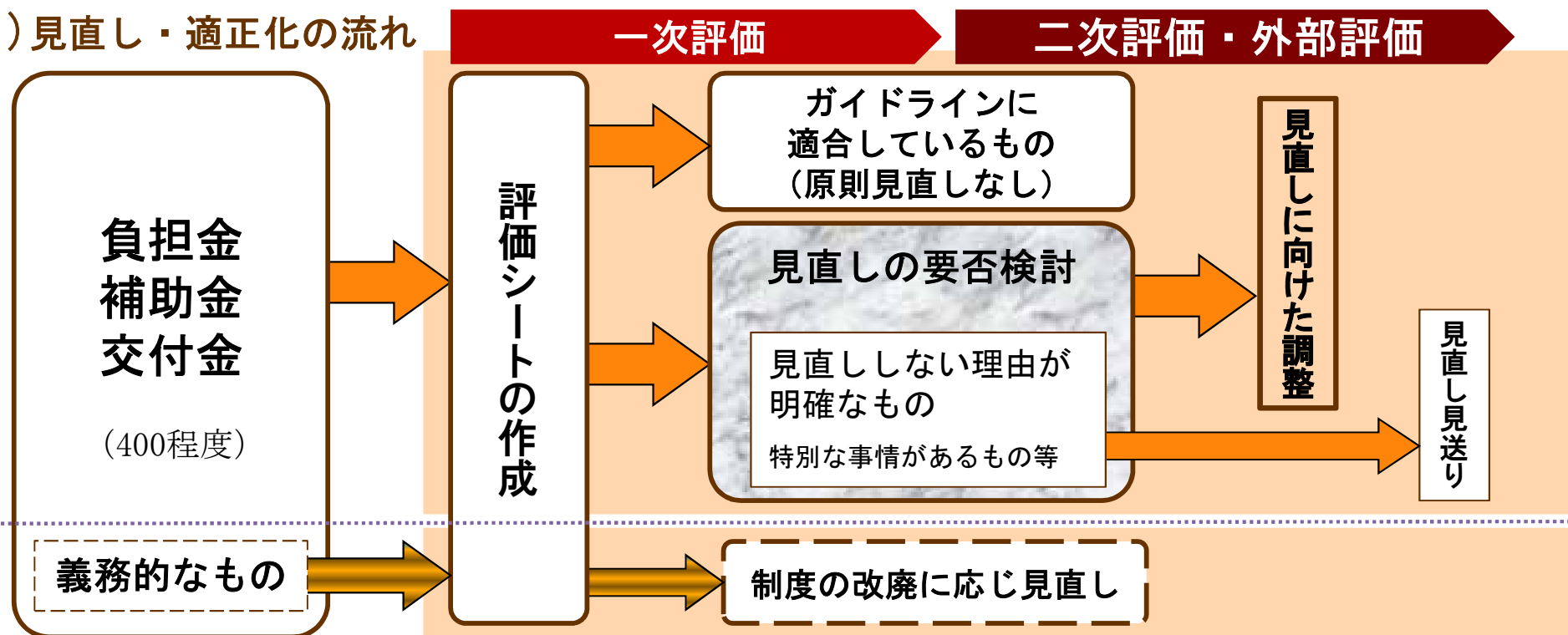
- (ア) 算出根拠や積算内容を明確にすること。

ウ 補助金及び交付金に関係する事項 ※ (ア)～(カ)における「補助金」は「補助金及び交付金」をいう。

- (ア) 原則として、運営費補助を行わないこと。
- (イ) 原則として、すべての補助金に終期を設定し、定期的に見直すこと。
- (ウ) 補助目的に合った経費を補助対象とすること。
- (エ) 原則として、適切な補助率と上限額を一体的に設定すること。
- (オ) 団体に対し補助する場合、団体の財務状況を含め必要性、妥当性を確認すること。
- (カ) 少額の補助は、必要性や有効性等を十分に検討すること。

3 ガイドラインの運用（補助金等の見直し・適正化に向けた検証等の作業）

(1) 見直し・適正化の流れ



○担当課が「補助金等適正化評価シート」（評価シート）を作成《一次評価》

○庁内会議において評価シート等を踏まえ方向性検討《二次評価》

○庁内の二次評価に対する意見聴取《行政改革推進審議会による外部評価》

○庁内会議において方針決定、担当部局において影響を受ける団体等への説明・調整

○方針を反映し予算化

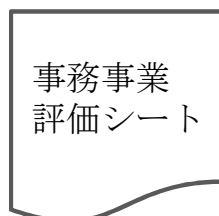
3 ガイドラインの運用（つづき）

(2) 定期的な検証

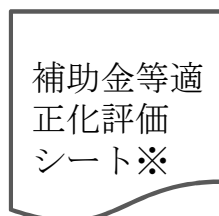
(ア) 一定期間内に全ての補助金等を検証（3年程度を想定）。

【事務事業評価のシートイメージ】

補助金以外の
事務事業



補助金



※ 補助金等適正化評価シートは、一つの予算事業に複数の補助金等がある場合、原則として、補助金や負担金ごとに作成。但し、同種の補助金であって、同一の指標で成果を把握・評価し、課題や今後の方針等を一つに整理できるものは、まとめて作成。

(イ) 社会情勢や行政需要の変化に対応した最適な制度としていくため、補助金等の必要性や効果等を一定期間（原則として、終期設定年度）ごとに検証。

【終期設定年度のイメージ】

到来時に廃止するものはその廃止年度で設定し、それ以外は到来時に再検討するものとして原則3年で、全ての補助金に終期を設定する。